

「ほくと法人 IB サービスご利用規定」の改訂について

いつも当行をご利用いただきましてありがとうございます。

平成 28 年 3 月 1 日(火)より「ほくと法人 IB サービスご利用規定」を下記の通り改訂いたしますので、お知らせいたします。

記

●改訂箇所 [データ伝送サービス編]

改訂前	改訂後 (下線部が改訂箇所)
第 25 条 総合振込 1. 総合振込の内容 (1) 代表利用口座から指定する	(1) 代表利用口座、 <u>または関連口座(以下、「資金引落口座」といいます。)</u> から指定する
2. 振込手続等 (3) 代表利用口座	(3) <u>資金引落口座</u>
3. 振込資金および振込手数料の引落し (1) 代表利用口座 (2) 代表利用口座	(1) <u>資金引落口座</u> (2) <u>資金引落口座</u>
4. 依頼内容の取消、組戻 振込資金引落口座である代表利用口座のある本支店	<u>資金引落口座のある本支店</u>
第 26 条 給与振込・賞与振込 1. 給与振込・賞与振込の内容 (1) 代表利用口座から指定する	(1) 代表利用口座、 <u>または関連口座(以下、「資金引落口座」といいます。)</u> から指定する
2. 振込手続等 (3) 代表利用口座	(3) <u>資金引落口座</u>
3. 振込資金および振込手数料の引落し (1) 代表利用口座 (2) 代表利用口座	(1) <u>資金引落口座</u> (2) <u>資金引落口座</u>
4. 依頼内容の取消、組戻 振込資金引落口座である代表利用口座の取引店に	<u>資金引落口座のある本支店に</u>

※ サービスの内容に変更はありません。

平成 28 年 3 月 1 日(火)以降の「ほくと法人 IB サービスご利用規定」は
[こちら](#)をクリックしてご確認下さい。